

答申第 732 号

令和元年 9 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 5 月 29 日付けで諮問された特定会議参加経緯文書公開の件（その 2）
（諮問第 818 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成27年2月10日に開催された平成26年度特定協議会第2回幹事会の議事録を特定し、公開したことは妥当であるが、同幹事会の資料についても、対象文書として特定の上、諾否の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年3月12日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、実施機関が平成28年3月9日に実施した特定新駅を含む特定地区のまちづくり（以下「特定まちづくり事業」という。）に係る負担金に関する検討会（以下「特定検討会」という。）に参画した根拠（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年3月23日付けで、平成27年2月10日に開催された平成26年度特定協議会第2回幹事会（以下「特定幹事会」という。）の議事録を対象文書として特定の上、そのすべてを公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年4月24日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

- ア 特定検討会に実施機関が参画した根拠文書が特定されていない。
- イ 平成18年4月及び同年7月に、知事が特定企業を訪問しているが、その際に、同企業から知事に対して、特定まちづくり事業について要請がなされている。また、実施機関は、平成19年1月31日付けで、同企業と確認書（以下「本件確認書」という。）を取り交わしている。そのため、当該要

請に係る文書（以下「本件要請文書」という。）及び本件確認書が本件対象文書に該当する。

(2) その他

平成19年2月16日に行われた特定協議において、実施機関の職員が特定まちづくり事業に積極的に関わる旨発言しているが、これは非常に重い発言であり、かかる発言に関する文書の保存期間を5年とすることは、業務を遂行する上で問題がある。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び条例第20条第3項の規定に基づき当審査会に提出した意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関が会議等に参画する根拠について

実施機関が会議等に参画する根拠、理由等になり得る文書としては、以下の文書が該当すると考えられる。

ア 実施機関の所掌事務の一環として会議等の構成員となっていることを示す文書

(ア) 法令、要綱等に定めるもの

(イ) 関係機関との合意により構成員となっているもの

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外で、実施機関の判断により出席するもの

イ 会議等の開催の都度作成される文書

当該会議等の開催通知や出席依頼通知、出席に当たっての起案文書

(2) 本件対象文書の特定について

ア 実施機関は、特定まちづくり事業に関する事務を所掌しており、特定検討会は、特定幹事会において、特定まちづくり事業に係る費用負担について、実施機関及び特定2市（以下「特定3者」という。）で協議することが合意されたため、これらの者が構成員となって設置されたものである。また、特定検討会は、特定3者の担当者同士が、当該費用負担に関する考え方や検討状況の進捗等を確認するための日常的な打合せであることから、開催の通知もなく、出席に当たっての起案文書等も作成していない。

イ これらを前記(1)に当てはめると、実施機関の所掌事務の一環として会議等の構成員となっていることを示す文書としては、特定幹事会の議事録が該当し、他に該当する文書は存在しない。また、会議等の開催の都度作成される文書に該当する文書は存在しない。

よって、本件対象文書には、特定幹事会の議事録のみが該当し、他に該当する文書は存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件対象文書の特定について

ア 本件請求の対象として想定される文書

審査請求人は、本件請求において、特定検討会に実施機関が参画した根拠となる文書の公開を求めているが、一般に、実施機関にあって、その所掌事務にかかわる当事者が集まる会議に出席する根拠となり得る文書としては、実施機関がその所掌事務の一環として会議体の構成員となっていることを示す文書（以下「会議体構成員根拠文書」という。）及び会議の開催の都度作成される出席に係る文書（以下「会議出席関係文書」という。）が考えられることから、以下、これらの存否について検討を行うこととする。

(ア) 会議体構成員根拠文書

a 総論

当審査会が確認したところ、実施機関がその所掌事務の一環として会議体の構成員となっていることを示す文書は、次の3つの類型、すなわち、①法令、要綱等（以下「要綱等」という。）により、実施機関が当該要綱等に規定される会議体の恒常的構成員として定められた場合（以下「第1類型」という。）における当該要綱等、②関係機関との合意に基づき、自身を恒常的構成員として位置付けた会議体が設けられた場合（以下「第2類型」という。）における当該合意に係る文書、③その所掌事務との関係で、関係機関から、ある会議体の一時的な出席者となることを求められた場合（以下「第3類型」という。）における当該依頼に係る文書に大別されると解

される。そして、会議体の設置の端緒が第1類型による場合、通常、当該要綱等のみが会議体構成員根拠文書となるものであるが、第2類型又は第3類型に則って設置された場合にあつては、設置された会議の重要性や継続性に応じ、改めて当該会議体の設置に係る要綱等が定められることがあると認められるため、合意に係る文書又は一時的に出席を求められた文書に加え、当該要綱等が、会議体構成員根拠文書となると解される。

b 特定幹事会の議事録

そこで、これを本件について見ると、実施機関が説明するとおり、特定幹事会において、特定まちづくり事業の費用負担等を特定3者で協議するために、特定検討会を設置することについて合意がなされ、かかる合意に基づき、特定3者から成る特定検討会が設けられ、前記第2類型に則った形で、実施機関は特定検討会に参画するに至ったものと解される。

もっとも、第2類型に則って会議へ出席することとなった場合には、前記aのとおり、当該会議の重要性、継続性等に応じ、当該会議体が、要綱等に位置付けられることも想定されるものの、当審査会が確認したところ、特定検討会に、そのような位置付けを認めることはできない。

したがって、本件にあつては、特定幹事会の合意内容が記載された特定幹事会の議事録がのみ、本件対象文書に該当するものと認められる。

c 特定幹事会で配布された資料（以下「特定幹事会資料」という。）について

この点について、実施機関は、特定幹事会の議事録を本件対象文書として特定しているが、特定幹事会資料については特定していないため、以下、同資料が本件対象文書に該当するか検討する。

(a) 条例第4条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の公開を請求することができる。」と規定しており、公開請求の対象となるのは

「情報」ではなく「行政文書」であることを明らかにしている。これは、公開請求の対象をその情報が記録されている部分のみではなく、当該行政文書全体すなわち行政文書単位とすることを定めたものであると解される。また、複数の文書が存在する場合に、それらの文書が一つの行政文書であるか否かを判断するに当たっては、当該文書の作成経緯、記載内容、性質、保管等の状況を総合的に考慮すべきと考えられる。

- (b) これを本件について見ると、特定幹事会資料は、実施機関の職員が同幹事会に出席した際に取得した資料であり、その内容は、同幹事会次第、同幹事会委員名簿、同幹事会出席者名簿、座席表、特定協議会事業計画案及び特定基本計画策定スケジュール案から成り立っている。そのため、これらの文書には、実施機関が特定検討会に出席する根拠となるような内容は記載されておらず、本件対象文書には該当しないとも考えられる。

しかしながら、当審査会が確認したところ、①実施機関は、特定幹事会で話し合われた内容を実施機関内部で共有するために、特定幹事会資料の原本それ自体をその一部として同幹事会の議事録を作成していること、②これらの文書は物理的には一つに綴じられていないものの、その内容は、議事録部分に「出席者：別紙参照」と記載されているなど、特定幹事会資料と同幹事会の議事録が一体物であることを前提としていること、③実施機関は、特定幹事会資料を特定幹事会の議事録と併せて回覧した後、同一のフォルダ内において保管するなど、これらの文書を不可分一体のものとして取り扱っていること、以上の事情を総合的に考慮すると、実施機関が取得した特定幹事会資料は、後に作成した議事録と一体となって一つの行政文書として実施機関内で組織的に共用・管理されていると認められる。そうであるならば、前記(a)のとおり、公開請求の対象は「行政文書」単位であることにかんがみれば、実施機関は、特定幹事会の議事録を対象文書として特定した以上、同一の行政文書である特定幹事会資料の部分について

も諾否の決定を行うべきであったと解するのが相当である。

よって、実施機関は、特定幹事会の議事録のうち特定幹事会資料の部分についても、諾否決定すべきであったと判断する。

d 小括

以上から、本件対象文書として特定されるべき文書のうち、会議体構成員根拠文書については、特定幹事会の議事録がこれに当たると解されることから、実施機関が、本件対象文書に該当する文書として、特定幹事会の議事録を特定したことは妥当であるが、これらと一体の文書と認められる特定幹事会資料についても、本件対象文書として特定の上、諾否決定すべきである。また、特定検討会に参画するに至った経緯にかんがみれば、これらの文書以外に会議体構成員根拠文書に該当するものは存在しないため、その余の文書を特定しなかったとする実施機関の判断は妥当である。

(1) 会議出席関係文書

a 総論

会議体構成員根拠文書は、実施機関が会議体の構成員となっていることを示すものである一方、会議出席関係文書は、会議の開催の度に当該会議への出席を依頼する文書であって、会議体構成員根拠文書の存否にかかわらず、会議出席関係文書が存在する可能性がある。

もっとも、当審査会が確認したところ、実施機関にあつては、意思決定を伴わない担当者同士の打合せ、助言等を受けるのみの打合せ、挨拶等については、事前に打合せの開催趣旨、目的、議題等に関する文書を作成せず、当該打合せに出席することについて伺いを立てないこともあるため、会議出席関係文書が存在しない場合もあると認められる。

b 本件へのあてはめ

以上を前提に本件を見ると、特定検討会は、特定3者の担当者同士が、特定まちづくり事業の負担等について、状況に応じてその都度、考え方や検討状況の進捗等を確認したり、特定協議会への報告事項

の取りまとめ等を行う、意思決定を伴わない打合せであったことが認められる。そのため、特定検討会の出席に当たり、起案文書等を作成しなかったとする実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

c 小括

よって、本件対象文書として特定されるべき文書のうち、会議出席関係文書については、不存在であるとの実施機関の判断は妥当である。

イ 審査請求人が本件請求の対象として特定すべきとする文書

なお、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、本件要請文書及び本件確認書を本件対象文書として特定すべき旨主張するが、前記アのとおり、本件対象文書に該当するのは、特定幹事会議事録及び特定幹事会資料である。そのため、実施機関がその余の文書を特定しなかったことについて、特段不合理な点はなく、審査請求人のかかる主張は、同人の主観に基づく見解にすぎず、当審査会の前記判断を覆すに足りるものではない。

(2) その他

審査請求人は、前記3(2)のとおり、実施機関の事務事業について主張や疑問を呈しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 5 月 30 日	○ 諮問
平成 31 年 1 月 28 日 (第 192 回部会)	○ 審議
2 月 20 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
2 月 26 日 (第 193 回部会)	○ 審議
令和元年 5 月 23 日 (第 196 回部会)	○ 審議
6 月 20 日 (第 197 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年9月11日現在) (五十音順)